

●地区整備計画として定めた事項

地区整備計画	地区の区分	区分の名称	商業系複合地区	住宅系複合地区
		区分の面積	約 3.8ha	約 2.7ha
	建築物等に 関する 事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)自動車教習所</p> <p>(2)倉庫業を営む倉庫</p> <p>(3)原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの</p> <p><作業場の床面積の合計が150㎡を超えない自動車修理工場を除く></p> <p>(4)駅前広場、都市計画道路及び土地区画整理事業による道路に面する敷地の地上1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿の用途に供するもの</p> <p>(5)倉庫に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令で定める運動施設</p> <p>(2)ホテル又は旅館</p> <p>(3)自動車教習所</p> <p>(4)マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5)カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(6)倉庫に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの</p>
		壁面の位置の制限	建築物の壁もしくはこれに代わる柱又は高さ2mを超える門もしくはへいの面は、計画図に示す壁面の位置の制限に反して建築してはならない。	<p>建築物の壁もしくはこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない</p> <p>(1)建築物の壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること</p> <p>(2)物置その他これらに類する用途（建築物に付属する車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積が5平方メートル以内であること。</p>
		建築物の敷地面積の最低限度	300㎡	200㎡
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1.建築物の外壁、もしくはこれに代わる柱の色彩は、周辺の環境に配慮した落ち着いた色調とする。</p> <p>2.屋外広告物は、都市景観に十分配慮したものとする。</p>	
		かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面する部分のかき又はさくの構造は、生け垣又は透視可能なものとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りではない。</p> <p>(1)高さが0.6m未満のもの</p> <p>(2)門</p> <p>(3)門の袖で、その長さが2メートル以下のもの</p>	